

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 88 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2022 年 10 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

企業倒産法の包括的なレビュー（倒産法）

オーストラリアの企業倒産法についての包括的なレビューが、2022 年 9 月 28 日に開始されました。このレビューは、すべての利害関係者の利益や経済の価値を守り、最大化するため、連邦政府の企業・金融サービスに関する議会共同委員会により行われ、2022 年 11 月 30 日を期限として意見を募っています。

オーストラリアの倒産処理制度について、より包括的で一貫性のあるレビューを求める声は、様々な業界団体等から寄せられてきました。背景としては、オーストラリアの倒産法が、多くの先進国と同様、19 世紀の会社法制と近時の追加・修正が混在したものであるということがあります。近年は特に COVID-19 のパンデミックを受けて、倒産法や再生法のレビューと修正が、オーストラリアを含む多くの国で行われてきました。

本稿では、企業倒産法の包括的なレビューの背景、レビューにおける主要な関心事項、意見募集や両議院への報告書提出のスケジュール等について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

既存の取締役による Director ID 申請期限迫る（会社法）

2021 年 10 月 31 日以前に取締役に就任した方は、Director ID（取締役特定番号）の申請期限が 2022 年 11 月 30 日とされており、申請期限が迫っています。本稿では、Director ID の申請が必要とされる方の範囲や、取締役への就任時期により異なる Director ID の申請期限について、改めて解説します。

なお、これらの既存の取締役は、たとえ申請期限までに取締役を退任したとしても申請が必要とされる場合があるので、注意が必要です。この点については、Director ID 制度の実施と管理を所管する Australian Business Registry Services（ABRS）の統一した見解が明確に示されていないため、個別に ABRS に照会を行い、具体的な事実関係を前提にした ABRS の見解を取得し、記録を残しておくことが推奨されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら（こちらの[リンク](#)も参照）。

裁判外紛争解決手続（ADR）の種類と特徴（紛争解決）

商事紛争は様々な形で発生し、それを解決する方法にも様々な種類があります。裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution、ADR）とは、当事者が紛争を解決しようとする際に、正式な訴訟手続に代わるものとしてとられる手続です。ADR は、訴訟になる前に利用されることもあれば、訴訟が開始した後には和解を目指して利用されることもあります。

主要な ADR としては、Negotiation（交渉）、Mediation（調停）、Arbitration（仲裁）、Expert Determination（専門家裁定）などがあります。ADR の各手段は、それぞれに長所短所があるため、自社の戦略的な目的に最も適した手段を採用することが重要になります。

本稿では、ADR の概要を紹介し、その時々ニーズに最も適している ADR を選択する際のポイントについて解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版は、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

複数雇用主による労使交渉の影響（労働法）

複数雇用主による労働協約（multi-enterprise agreements）の活用は、オーストラリアの労使関係に関して盛んに議論されているトピックであり、現政権は、2009年フェアワーク法（連邦法）が近く改正されることを示唆しています。現行制度では、複数雇用主による労働協約の交渉は、複数の雇用主が共同して交渉することに自主的に合意した場合のみに行われるため、そのような合意がない場合、労働者はフェアワーク委員会に対して過半数の支持を提示することができません。複数雇用主による労働協約が制度化されると、労働者側の交渉力が増すことが予想されます。

本稿では、複数雇用主による労働協約と通常の労働協約の違いや、複数雇用主による労働協約をめぐる議論を紹介して、雇用主が注意すべき点について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

多国籍企業の税の健全性と透明性に関する改革案（税務）

連邦政府の新政権の2022年選挙の政策要綱には、多国籍企業の税の健全性への懸念に対処し、多国籍企業が税についてより進んだ公表をすることを通じて透明性を向上させることを目的とした、多国籍企業税務健全性パッケージが含まれています。改革案の概要を説明する政府のコンサルテーションペーパーでは、過少資本税制に新たに焦点を当てること（OECDの勧告に即した、多国籍企業の利息の損金算入の制限を含む）、株主に対する重要な税務リスクの報告義務、オーストラリア政府との契約の入札者に対する税務上の居住地の開示要件、の3つが取り上げられています。

本稿では、これらの多国籍企業に関する税務の改革案について概説したうえで、これを踏まえて多国籍企業や海外と繋がりがある企業が行うべき対応について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

プレリリースされた最近のディールのご紹介

三井物産様による BHP Mitsui Coal (BMC) の持分譲渡

三井物産様とその豪州子会社 Mitsui & Co. (Australia) Ltd が、クイーンズランド州で原料炭の合併事業を行う Stanmore SMC Pty Ltd (旧 BMC) の権益 20%を売却するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文 (英文) への[リンク](#)はこちら。

今後のセミナー等の予定

豪州 M&A 取引実務セミナー (2022 年 11 月 8 日)

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催するシドニービジネス塾にて、加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行います。オンラインで参加いただけますので、ご希望の方はこちらの[リンク](#)から詳細を確認のうえ、事前にご登録ください。なお、本セミナーはシドニー日本商工会議所の会員限定でオンライン参加が認められているものですが、加納弁護士が講師を務めることから本ニュースレター会員の視聴が特別に認められているものですので、同リンクの無断転送はご遠慮ください。

最近行われたセミナーのご報告

講演のご報告：「FIRB 承認申請実務 (2021 年改正法施行後の動向と注意点)」 (2021 年 8 月 31 日)

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務 (2021 年改正法施行後の動向と注意点)」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブリスベン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

ウェビナー開催のご報告：「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021 年 6 月 22 日）

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021 年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

最近の出版物等

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019 年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール : hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール : syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール : mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール : kpriestly@claytonutz.com



外国資格実務家 梶原康平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール : kkajiwara@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール : kotake@claytonutz.com